

# 令和2年度 東京都税制調査会答申のポイント

～ 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ「感染症対策と税制」について答申しました ～

## <現状> I コロナ危機下の経済社会

### 1 未曾有の経済危機 (pp.1-6)

- 2020年4-6月期の我が国の実質GDPは、前期比7.9%減、年率換算28.1%減で、統計を遡れる1955年以降最大の落ち込みとなった。
- ただし、影響は産業や業種によって異なる。観光、飲食、アパレル等の売上は大きく減少する一方、電子商取引、スーパー等は売上を伸ばした。
- コロナ禍で最も経済的影響を受けたのは、非正規雇用労働者、中小企業、フリーランスなど相対的に所得水準が低い傾向にある人々であった。

### 2 加速する社会変化 (pp.6-10)

- 感染症や災害のリスク、コロナ禍で加速する社会変化に鑑み、サービスの質(QoS)を向上させる、思い切った行政のデジタルシフトが求められている。
- 経済・教育・医療等、様々な分野でオンライン化が進み、電子商取引やキャッシュレス決済も広がるなど、従来の暮らしや働き方が変容しつつある。

## <提言> II 感染症対策と税制

### 1 新型コロナウイルス感染症対策における税制措置 (pp.11-20)

- 【一律給付と税による事後調整】緊急時に一律給付する場合、年末調整や確定申告の際に税により調整を行う新たな仕組みを検討すべき。
- 【給付付き税額控除の検討】コロナ禍の長期化や、新たな感染症の流行も見据え、我が国でも給付付き税額控除の導入に向けた検討を始めるべき。
- 【地方税の軽減措置】収益が減少した中小企業等に対し国が更なる地方税の軽減措置等を講ずる場合、国費で全ての自治体に全額補填すべき。
- 【軽症者等への支援】やむを得ず自宅療養する軽症者等が感染拡大防止のため購入する日用品や備品の費用を控除対象とすることを検討すべき。
- 【個人住民税の現年課税化】コロナ禍により前年所得ベースの個人住民税の負担感が増す。国は現年課税の具体化に向けた検討を加速させるべき。
- 【テレワーク推進税制】企業課税及び従業員の給与所得課税の両面において、テレワーク環境整備に要する費用の控除対象の拡大を検討すべき。
- 【行政のデジタル化の推進】所得情報を正確かつリアルタイムに把握する基盤が必要。税務手続簡素化等に当たっては社会全体のDX推進が重要。

### 2 感染症対策における地方の役割を踏まえた税制 (pp.21-30)

- 【交付金拡充と制度再構築】地方創生臨時交付金等を拡充・継続するとともに、将来に向け、感染症対策の税源を模索し制度を再構築していくべき。
- 【基幹税の見直し】所得課税は累進構造や課税ベースの適正化、法人課税は租税特別措置の適切な見直しなどがまずは検討されるべきである。
- 【EUの例】感染症対策の財源確保は世界共通の課題。EUではコロナ対策財源として、デジタル課税、国境炭素税、金融取引税が検討されている。
- 【為替取引税】超低税率で一定規模の税収を見込める為替取引税(トービン税)の議論を進め、国際的合意形成の余地を探る意義は小さくない。
- 【デジタルサービス税】OECDにおけるデジタル課税の国際的合意形成が難しい場合に備え、デジタルサービス税(DST)導入の可能性も模索すべき。
- 【国境炭素税・温対税】国境炭素税の合意形成が難しい場合は、「地球温暖化対策のための税」(温対税)に税率を上乗せすることも考えられる。
- 【地方への配分と国際機関への拠出】これらの税収は適切な時期に特別会計化し、これを基に新型コロナ対策の特例国債を償還する。それに加え、地域の検査・医療提供体制強化に向け地方に交付金を配分するとともに、感染症対策に取り組む国際機関等に資金を拠出することも検討すべき。